

博士論文のインターネット公表

大学院生・指導教員のためのガイド

デジタルリポジトリ連合 平成 26 年度オンライン勉強会「博士論文のインターネット公表」2 班成果物
この作品は[クリエイティブ・コモンズ 表示 2.1 日本 ライセンス](https://creativecommons.org/licenses/by/2.1/ja/)の下に提供されています。



博士学位の被授与者は、学位の授与から 1 年以内に、大学の運営する「機関リポジトリ」等において博士論文の全文をインターネット公表することを義務付けられています。

博士論文をインターネット公表するに当たっては、学術雑誌論文を博士論文として提出する場合、あるいは博士論文の一部として利用する場合、出版刊行、雑誌投稿を予定する場合、他者の著作物を利用する場合、個人情報を含む場合などに、十分な配慮が必要です。

このガイドは、それらの事例に応じ確認方法を示すものです。

目次

1. 博士論文のインターネット公表とは	2
1-1. 学位規則の改正について	2
1-2. 「やむを得ない事由」による要約公表	4
2. 自分の著作物の使用	5
2-1. 著作権の譲渡と、著者に残された権利	5
2-2. 著者に残された権利の確認方法	6
参考：Springer 社の著作権譲渡契約書を読もう	7
2-3. 共同著作物を使用する場合	8
2-4. Q&A 図表を使用する場合は？	8
2-5. Q&A 翻訳して使用する場合は？	9
2-6. Q&A 改訂して使用する場合は？	9
2-7. Q&A 学内刊行物に発表したものは、著作権の確認が必要？	9
2-8. Q&A 書籍の一章を使用する場合は？	9
2-9. Q&A 著作権譲渡契約の確認ができない場合は？	9
2-10. Q&A 著作権譲渡契約書が見当たりません。	10
3. 博士論文の雑誌掲載	11
3-1. 多重公表とは？	11
3-2. 多重公表に関する規定の確認方法	11
3-3. Q&A 「いつか投稿する予定」は「やむを得ない事由」として認められるか？	12
3-4. Q&A 博論公表後にジャーナルに受理された場合、博士論文に出典を追記するのか？ ..	12
4. 他者の著作物	13
5. 個人情報	14

1. 博士論文のインターネット公表とは

1-1. 学位規則の改正について

学位授与については学位規則(昭和28年文部省令第9号)で定められ、その内容を受けて大学ごとに学位規程が定められています。平成25年4月1日にこの学位規則が改正され(文部科学省令第5号)、博士学位の被授与者による博士論文のインターネット公表が義務付けられました。¹

このことから、学位を申請される方(学生)には、博士論文の執筆と、そこに至るまでの研究において、インターネット公表を意識した取り組みが求められます。

博士論文のインターネット公表について、学位規則では第9条(図1)にて示されています。ポイントとしては、次のようになります。

1. 公表の主体 : 「学位を授与された者」 = 学位申請者の皆さん
2. 公表の期限 : 「学位を授与された日から1年以内」
3. どうやって : 「大学の協力を得て、インターネットの利用により」

ポイントの3番目は、各大学にて運用している機関リポジトリ(電子アーカイブシステム)にて博士論文を公表することと考えられています。

図1 学位規則(抜粋)

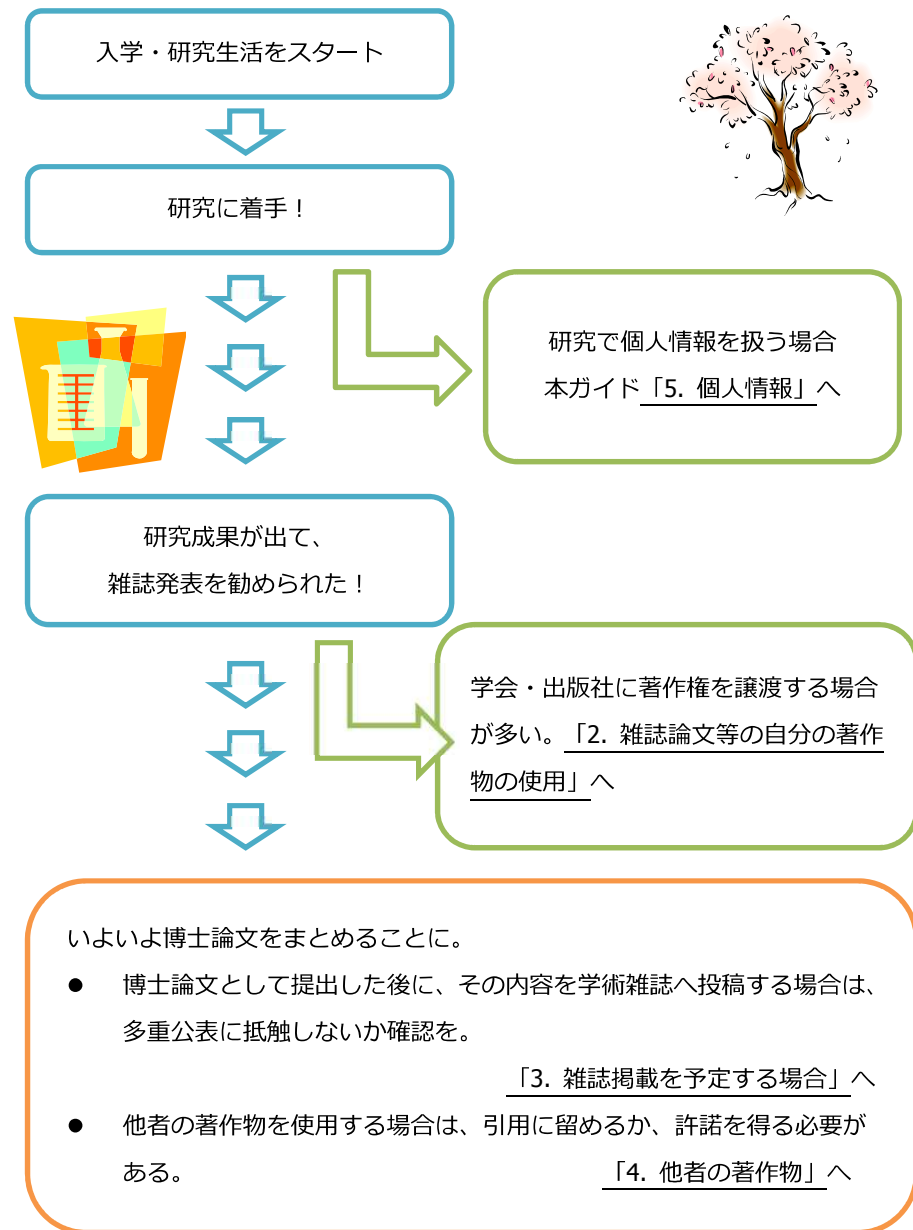
機関リポジトリとは、大学・研究機関で生産された論文などの学術的成果物を電子的に保存し、ウェブ上で原則として無償公開して広く社会に伝達することを目的とした、インターネット上の保存書庫です。

機関リポジトリに搭載する実作業は、多くの大学では図書館・情報センターが行っているため、学位申請者の皆さんは、必要な電子ファイル(PDFなど)を提出するだけになっているでしょう。

ただし、博士論文をインターネット公表するには、著者の責任として学位申請者本人が、著作権、出版刊行または雑誌投稿、個人情報などに十分に配慮しなければなりません。そのうえで公表できない場合には、著者は1-2の『「やむを得ない事由」による要約公表』を大学に申請してください。

¹ 文部科学省高等教育局大学振興課「学位規則の一部を改正する省令の施行について」
<http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/1331790.htm> (2014/10/24アクセス)

博士課程での研究と博士論文



1-2. 「やむを得ない事由」による要約公表

博士論文をインターネット公表できないという「やむを得ない事由がある場合には、大学の承認を受けて、全文に代わる要約公表が可能」です。(学位規則第9条第2項)

「やむを得ない事由」には、次のような事柄が挙げられています。²

1. 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
2. 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
3. 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

博士論文の提出に当たっては、これらの公表できない事由に当たるかどうか、著者本人が確認を行い、公表できない場合には大学に要約公表を申請する必要があります。

なお、「やむを得ない事由」が無くなった場合には、著者は博士論文の全文をインターネット公表する必要があります。

² 文部科学省高等教育局長 「学位規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」 <http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/1331796.htm>
(2014/10/24 アクセス)

2. 自分の著作物の使用

文系・理系を問わず、博士課程で研究を進めていくと、その成果を学会や学術雑誌への投稿により発表することがあります。

学術雑誌では、論文の著作権を著者から学会・出版社に譲渡する「著作権譲渡契約」が行われている場合が多く、著者がその論文を博士論文として提出、あるいは博士論文の一部としてそのまま利用し、また、インターネット公表するには、著者本人にその権利があるか確認する必要があります。

これらの確認をしたうえで、博士論文を公表することにより学会・出版社の著作権を侵害する恐れがある場合は、「著作権保護」を理由として「やむを得ない事由」に係る申請をしてください。

この章では、著作権を譲渡した場合、著者に残された権利とその確認方法について説明します。

2-1. 著作権の譲渡と、著者に残された権利

論文の著作権は、書きあげた時点では著者にあります。

投稿された論文は、査読（ピア・レビュー）を経て、受理されるかリジェクトされるか決定します。ここで、受理された場合に、著者から学会・出版社へ著作権の譲渡が行われます。

著作権の譲渡は一般に、編集者が著者に「著作権譲渡契約書」(Copyright Transfer Agreement, CTA など)を送り、著者がサインして返送するという手続きが取られています。複数人による共著論文の場合は、責任著者 (corresponding author) がサインすることが多くなります。

著作権の譲渡契約を交わすことにより、雑誌論文の内容を博士論文にて再び使用する場合にも、契約書の条項に従う必要があります。

なお、多くの学会・出版社はウェブサイトで著者向けの手引き (Instructions for authors など) を公開し、著作権の譲渡契約の内容について示しています。投稿前に予め確認しておくといでしょう。

2-2. 著者に残された権利の確認方法

学会・出版社に著作権を譲渡した論文を博士論文に利用してよいかどうか（著者に再利用できる権利があるのか）は、著作権譲渡契約書に従って行うことが基本となります。

著作権譲渡契約書では、次の点を確認していきます。

- 学会や出版社にどのような権利が譲渡されるか。
- 権利を譲渡した論文を博士論文として提出、あるいは、博士論文の一部として利用してよいか。
- また、その博士論文をインターネット公表してよいか。

博士論文に利用することについて、多くの学会・出版社では認めているようです。

一方、インターネット公表することについては、査読を経た受理原稿の登録を認める場合、出版社が作成した PDF を認める場合、全く認めない場合があります。また、リポジトリ登録を認める多くの学会・出版社では、雑誌刊行後一定期間は公表してはいけない、出典や URL を示さなくてはならない、などの条件があります。著作権譲渡契約書をよく読み、著者に認められた権利の範囲内で使用してください。

なお、国内の学会誌では、投稿規程に「掲載された論文の著作権は本学会に属する」とだけ指定してある、もしくは全く規程がない場合があります。

著作権確認のポイント

投稿前：著作権譲渡契約について、著者向けの手引きにて確認する。
投稿後：著作権譲渡契約書は、後で見直せるように保管しておく。

著作権譲渡契約書を確認しても権利が明らかにならない場合は、学会・出版社に確認をとるようにします。問合せの際は、次の点について許諾を得てください。

- 博士論文として提出すること、あるいは、博士論文の一部としてそのまま利用すること。
- また、文部科学省の学位規則の定めによって、博士論文をインターネット公表することが義務となっていること。

著作権の確認について
疑問がある場合は、
図書館にお問い合わせください。

なお、著作権譲渡契約書により博士論文として使用することが制限されている場合でも、直接問い合わせで許諾が得られることがあります。

参考：Springer 社の著作権譲渡契約書を読もう

Springer 社は、参考用の著作権譲渡契約書を公開しています。³

ここでは、同社の契約書を参考に見てみましょう。これは一例です。著作権の確認は必ず自分で行ってください。

まず、契約書の冒頭にて “The copyright [略] is assigned [略] to Springer” として、論文の著作権が譲渡されることを示しています。

The copyright to this article, including any graphic elements therein (e.g. illustrations, charts, moving images), is hereby assigned for good and valuable consideration to Springer.

続いて、譲渡された権利の範囲について、説明があります。

The copyright assignment includes without limitation the exclusive, assignable and sublicensable right, unlimited in time and territory, to reproduce, publish, distribute, transmit, make available and store the article, including abstracts thereof, in all forms of media of expression now known or developed in the future, including pre- and reprints, translations, photographic reproductions and microform.

その後、インターネット公表に関する項目が示されます。

Authors may self-archive the Author's accepted manuscript of their articles on their own websites. Authors may also deposit this version of the article in any repository, provided it is only made publicly available 12 months after official publication or later.

この段落からは、

- 受理された著者最終原稿を (“author's accepted manuscript”)
- 雑誌の出版後 12 ヶ月以上経過してから (“12 months after official publication or later”)
- 機関リポジトリに登録してよい (“deposit ... in any repository”)

ということです。

この引用の後、出版社が作成した電子ジャーナルの PDF (publisher's

³ Springer “Copyright Transfer Statement”
<<http://resource-cms.springer.com/springer-cms/rest/v1/content/2138/data/CTS+%28for+information+purposes+only%29+%28pdf%2C+213+kB%29.pdf>> (2014/10/27 アクセス)

version) を使用してはいけない、出典等を明記して、規定の一文を含む等の使用条件が続きます。

博士論文に含めることは、次の記述があります。

Author retains the right to use his/her article for his/her further scientific career by including the final published journal article in other publications such as dissertations and postdoctoral qualifications provided acknowledgement is given to the original source of publication.

ここでは、将来のキャリアの博士論文の使用を認め、例として博士論文に含めることが挙げられています。

なお、この文では“final published journal article”とあるように、出版社が公開した電子ジャーナルの PDF を博士論文に使用することが認められています。しかし、博士論文がインターネット公表されるため、全文をそのまま使用する場合には、著者の最終原稿を使用します。

2-3. 共同著作物を使用する場合

2人以上の者が共同して創作した著作物であって、各人の著作した部分を分離して使用できないものを「共同著作物」、共同著作物の著作権を「共有著作権」といいます。共有著作権は、著作権法第 65 条に「その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない」とあります。

よって、共著論文の場合は、予め共著者全員の許諾を得ておいてください。博士論文がインターネット公表されることへの許諾も必要です。

卒業等で共著者と連絡が取れなくなる可能性も考慮して、早めに許諾を得ておいた方が良いでしょう。

2-4. Q&A 図表を使用する場合は？

Q. 博士課程の間に雑誌で発表した論文の中の図や表を、博士論文の中で使用したい時、どのようなことに気を付ければよいでしょうか。

A. 引用については「4. 他者の著作物」を確認してください。

または 2-2 に示すような著作権の確認を行い、出版社の許諾を得て使用してください。

2-5. Q&A 翻訳して使用する場合は？

Q. 日本語以外の言語で発表した自分の論文を、日本語に翻訳して博士論文に使用したいのですが。

A. 翻訳する場合でも、博士論文に含むことが可能か、またその博士論文をインターネット公表できるかどうか、確認を行ってください。

2-6. Q&A 改訂して使用する場合は？

Q. 発表した自分の論文を改訂（revise）して使用したいのですが。

A. 改訂する場合でも、過去に学術雑誌論文として発表した記述等を含むのであれば、著作権譲渡契約の確認を行ってください。

2-7. Q&A 学内刊行物に発表したものは、著作権の確認が必要？

Q. 学内の論文誌に発表した内容であれば、著作権の確認は不要でしょうか。

A. 発行主体の学内外を問わず、権利の確認を行ってください。

2-8. Q&A 書籍の一章を使用する場合は？

Q. 書籍の一部を執筆し、その内容を博士論文に使用したいのですが、どのような手続きが必要でしょうか。

A. 雑誌と同様に権利確認が必要です。著作権譲渡契約の内容を確認するか、出版社に問い合わせてください。

2-9. Q&A 著作権譲渡契約の確認ができない場合は？

Q. 出版社との著作権譲渡契約書を見たのですが、機関リポジトリに登録してよいか書かれていません。

A. 確認が取れない場合は、学会・出版社に問合せると良いでしょう。
なお、契約書の条項では、機関リポジトリの他に、“institution’s website”や“employer’s website”などの表現が使われている場合もあります。

2-10. Q&A 著作権譲渡契約書が見当たりません。

Q. 著作権譲渡契約書が見当たりません。

A. 共著論文の場合は、責任著者（corresponding author）が契約書にサインすることが多いようです。他の著者が責任著者の場合は、その方に確認を取るようにしましょう。また、これから投稿する共著論文の場合は、必ず責任著者の方から契約内容を教えてもらうようにしましょう。それでも見つからない場合は、学会・出版社に確認すると良いでしょう。

3. 博士論文の雑誌掲載

3-1. 多重公表とは？

多重公表とは、既に別の出版物にて公表した内容を、学術雑誌等に投稿することを指します。

博士論文として承認された後に、その内容の一部を雑誌論文にまとめ、投稿することがあります。しかしながら、インターネット公表をした論文は広く公表された論文とみなされ、学術雑誌の多重公表に対するポリシーに抵触する恐れがあります。

そのため、博士論文の公表後にその内容を学術雑誌へ投稿したい場合、予め多重公表に関する出版社のポリシーを確認しておく必要があります。

3-2. 多重公表に関する規定の確認方法

多重公表になる恐れがある場合は、次の点を投稿先に予め問合せておくといでしょう。

- 博士論文の内容を投稿することが可能か。
- その博士論文がインターネット公表された場合に、投稿することが可能か。

なお、多くの学会・出版社が、ウェブサイト上で出版倫理に関する情報を提供しています。その中で、“Prior Submission”, “Multiple Publication”, “Duplicate Publication”など、多重公表についての規定を示しています。まずは、このような情報源を確認するようにしましょう。

多くは多重公表を禁止していますが、英語以外の言語での出版、主たる結果や結論が未発表だった場合などは、論文投稿を受け付けるというポリシーを持つ学会・出版社もあります。

なお、博士論文の投稿のみ認められ、インターネット公表が認められなければ、「やむを得ない事由」として申請する必要があります。指導教員とご相談ください。

3-3. Q&A 「いつか投稿する予定」は「やむを得ない事由」として認められるか？

- Q. 投稿先は決まっていますが、いつか投稿しようと考えています。
「やむを得ない事由」として認めてもらえますか？ また、認めてもらうためには、どのような手続きが必要ですか？
- A. 「やむを得ない事由」に該当するかどうかは、大学の判断によります。
指導教員に相談してください。

3-4. Q&A 博論公表後にジャーナルに受理された場合、博士論文に出典を追記するのか？

- Q. 博士論文の公表後に、その内容の一部を学術雑誌に投稿する予定です。
学術雑誌掲載論文を博士論文に含めた場合は、雑誌の規定によっては博士論文の文中に出典を明記する必要がありますが、公表後の博士論文に、公表後に受理された論文の出典を加えることは可能でしょうか。
- A. 順番としては、博士論文で公表した内容を雑誌に投稿することになるので、まず、学術雑誌の多重公表に対するポリシーを確認してください。また、博士論文として承認を受けて公表したものは変更することはできません。

4. 他者の著作物

他の人の著作物を博士論文に含めるには、引用として要件を満たす必要があります。

引用については、次のような事柄が引用の要件として示されています。⁴

1. 引用する資料等は既に公表されているものであること
2. 「公正な慣行」に合致すること
3. 報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること
4. 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
5. カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること
6. 引用を行う必然性があること
7. 出所の明示が必要なこと

引用の要件を満たさない転載は、著作権者の許諾を得る必要があります。

その際には、著作権者に、博士論文にて使用すること、またその博士論文をインターネット公表することを伝えて、許諾を得てください。博士論文での使用について許諾が得られても、インターネット公表について許諾が得られない場合は、「やむを得ない事由」のうち「著作権保護」にあたるものとして、大学に申請する必要があります。

⁴ 文化庁「著作権なるほど質問箱」関連用語「引用」より

<<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/ref.asp>> (2014/10/24 アクセス)

5. 個人情報

アンケート調査やインタビュー、臨床研究・実験など、調査対象の個人情報を扱う場合は、予め、どの程度の内容を研究発表に用いるかを明らかにしたうえで、調査対象の方の同意を得て、同意の範囲内で博士論文に使用する必要があります。

実際の対応については、分野ごとに異なりますので、指導教員に事前に確認するようにしてください。

同意が得られない場合は「やむを得ない事由」のうち「個人情報保護」にあたるものとして、申請する必要があります。